

解約通知書

株式会社MJC 様

年 月 日

TEL:06-6454-6800

FAX:06-6454-6808

契約者氏名 _____ 印

TEL _____

この度、下記物件について別紙注意事項を確認の上、賃貸借契約を解約したく通知を致します。
なお、貴社の業務遂行に伴い本書記載事項が貴社委託先に提供されることを承諾致します。

物件名称		部屋番号	号室
所在地	〒		
駐車場	有 ・ 無	⇒ 有の場合 : 区画No. ()	
バイク置場	有 ・ 無	⇒ 有の場合 : 区画No. ()	
ミニバイク置場	有 ・ 無	⇒ 有の場合 : 区画No. ()	
駐輪場	有 ・ 無	⇒ 有の場合 : 区画No. ()	
解約日	年 月 日	※解約予告期間をご確認下さい。	
解約理由	転勤 転職 就職 更新 結婚 手狭 通勤・通学時間 経済的理由 その他()		

退去立会希望日	年 月 日 時頃	※10:00～17:00の間でご設定をお願い致します。 ※解約日までの日付で設定下さい。
退去立会者氏名	※契約者もしくは入居者の氏名をご記入下さい。	
退去立会者TEL	※日中ご連絡可能な番号をご記入下さい。	

転居先住所	
転居先TEL	

敷金返金口座 (※契約者名義)	銀行	銀行
	支店	支店
	口座種別	普通 ・ 当座
	口座番号	
	フリガナ	
	口座名義	

FAXの送受信エラー等により、正常に到着しない恐れもございますので、
お手数ですがお電話にてFAX到着確認をお願い致します。

注意事項



- 解約フォーム受信日もしくはFAX受信日が解約通知日となります。電話による受付は一切お受けできません。
- 契約内容と入力内容が異なる場合等は、受付が出来かねます。
- 解約通知は契約者ご本人様からに限りです。
- 解約通知は賃貸借契約書の条文中に規定した期間内までにご通知下さい。
- 契約内容によって別途違約金が発生する場合がございます。
- 解約日が定まらない場合は、解約の受付は致しかねます。
- 解約受付日から解約日までが、解約予告期間を満たしていない場合、未経過の予告期間に相当する賃料等相当額をお支払いいただきます。
- 契約更新がある方は、解約日まで契約期間満了を迎えた場合、規定の更新料にお支払いが発生致します。
- 解約の受付には、解約後の修繕費・敷金・賃料等の精算の為、ご契約者様の新しい連絡先(住所・電話番号)と銀行口座をお知らせ下さい。
- 解約通知受領後、当社または委託業者から一週間以内にご連絡を差し上げます。もし連絡がない場合はお手数ですが当社までお問合せをお願い致します。
- 解約受付以降の解約取消・変更は原則致しかねます。
- 退去立会の際は、鍵・カード等貸与されたものすべて返却ください。紛失・破損された場合には交換費用をお支払いいただきます。

退去のご案内



「解約通知書」の提出

貸主指定の書面(解約通知書等)を記入の上、貸主宛に提出下さい。
(注意:解約予告期間については契約書を確認すること。)

立会日までにすること

公共料金等の手続き

電気・ガス・水道・電話・新聞等は各営業所に停止・開始の連絡をし、精算と手続きを行って下さい。
ガスは開栓の際、立会が必要となりますので、お早めにご予約下さい。

郵便局への手続き

転居届けをお出し下さい。転居届は郵便局で取得もしくはインターネットからのお手続きが可能です。

インターネットの手続き

プロバイダへ連絡の上、解約・変更・新規加入の手続きを行って下さい。

損害保険の手続き

解約もしくは移転の手続きを行って下さい。

引越しの手続き

引越し業者の手続きをして下さい。ご希望の方は弊社提携先をご紹介致します。

住民票の転出届

他の市区町村へ引越しをする場合は、引越し元の市区町村役場で「転出届」を提出下さい。
その際に発行される「転出証明書」は引越後の市町村役場に提出が必要となる為、保管しておいて下さい。
※同一の市区町村内に引越しをする場合は「転居届」となります。

粗大ゴミの処分

各自で清掃局へ申込みを行って下さい。
退去日直前ですと日程が合わない可能性がございますので余裕をもってお手続きを行って下さい。
万一、日程が合わず残置をした場合や不要自転車を放置した場合には、処分費用を請求させていただきます。

立会日当日にすること

室内チェック

室内の現況を確認させていただきます。(所要時間1時間程度)
賃貸借契約書条文に基づき、見積りを提出致しますのでご確認後、ご署名いただきます。

鍵等の返却

鍵・カード等貸与されたものすべて返却ください。紛失・破損された場合には交換費用をお支払いいただきます。

退去後に行うこと

ご精算

クリーニング費用・汚損破損等の修理費用を期日までにお支払ください。
なお契約時に敷金を預かっている場合は相殺をさせていただきます。

住民票の転入届・印鑑登録

引越し完了後14日以内に、引越し先の市区町村役場の窓口で「転入届」を提出下さい。
その際、「転出証明書」の他にも必要な書類がございますので各自でご確認の上、お手続き下さい。
併せて印鑑登録もされておくと便利です。
※同一の市区町村内に引越しをする場合は「転居届」となります。

各種住所変更の手続き

免許証、銀行、保険証券、ケータイ電話、株等の住所変更を行って下さい。